第四百七十八号

二十歳以上二十五歳未満

Æ,

八七一

円

三

几

四

円

令和六年

月

日

曜

二十五歳以上三十歳未満

六、三八〇円

四

八四

円

六月十日

三十五歳以上四十歳未満

弋

〇七八円

 $\overline{\dot{}}$

六四九円

三十歳以上三十五歳未満

六

七一二円

弋

六一九円

次

目

告 示

○山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示 ::-| | | | | |

公 告

○公共測量の実施……

示

告

山梨県告示第百四十八号

うに定める。 項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告示を次のよ 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第

六十歳以上六十五歳未満

五

八六〇円

三二四円

五十五歳以上六十歳未満

六

九七五円

五

三八五円

五十歳以上五十五歳未満

弋

二九〇円

四

九一六円

四十五歳以上五十歳未満

弋

四三三円

八八六円

几

一十歳以上四十五歳未満

弋

二六八円

九七

円

六十五歳以上七十歳未満

四

〇六〇円

六

〇七五円

四

〇六〇円

三

几

兀

円

令和六年六月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

第一 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二 項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の一部を改正する告

十九号)の一部を次のように改正する。 項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成十六年山梨県告示第二百 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一

本則の表を次のように改める。

二十	年齢階層
歳未満	層
五、二六三円	最低限度額
一三、四四二円	最高限度額

Щ

梨

県

公

報

第四百七十八号

令和六年六月十日

附 則

七十歳以上

(施行期日)

1 この告示は、 公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に (適用区分) 規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日 関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額の 期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業 以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前

公 告

補償に係る補償基礎額については、

なお従前の例による。

長

崎

幸 太郎

発行者

Щ 梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番